

原議保存期間	1年(平成27年3月31日まで)
有効期間	二種(平成26年11月21日まで)

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校生活安全教養部長  
各方面本部長

警察庁丁保発第171号  
平成25年11月22日  
警察庁生活安全局保安課長

### 猟銃等による人身事故の防止に関する取組について(通達)

11月に入り、静岡県内において有害鳥獣駆除の従事者が山菜採りをしていた男性を鹿と誤認し、散弾銃を発砲して死亡させるという事故が発生して以後、北海道内においては、狩猟者が共猟者の男性を鹿と誤認し、ライフル銃を発砲して死亡させるという事故、さらに滋賀県、宮崎県及び福島県内において、それぞれ散弾銃による誤射等により狩猟とは無関係の一般人や共猟者に重軽傷を負わせるという事故が連続して発生している。特に、最近は、狩猟とは無関係の者を巻き込む事故が多発しており、国民一般の生命及び身体の安全を確保する上で極めて憂慮される状況にある。

これらの事故は、いずれも誤射又は矢先の安全不確認に起因するものであり、狩猟を行う者が銃の持つ危険性を真に理解するとともに、「発砲前に周囲の安全を確認する」、「獲物であることを明確に確認するまでは、常に人かかもしれないという危機感をもつ」など、過去の人身事故事例を我がこととして捉えるとともに、猟銃等の所持者が操作や射撃の基本的な事項を遵守していれば防ぐことができたものと考えられる。

このような状況を踏まえ、当課において、同種事故の再発防止のため、環境省自然環境局野生生物課長宛てに別紙1により、農林水産省生産局農産部農業環境対策課長宛てに別紙2により、狩猟者等及び有害鳥獣対策実施隊員等に対する指導を依頼するとともに、一般社団法人大日本猟友会会長宛てに別紙3により、一般社団法人全日本狩猟倶楽部会長宛てに別紙4により、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長宛てに別紙5により、事故の再発防止策の徹底等を指導したところであるが、各都道府県警察においても、関係団体等と連携し、猟銃等の所持者に対し、別添の資料を配布するなどした上、下記の事項を推進されたい。

#### 記

- 1 各種講習会等を通じた猟銃等の所持者に対する指導の徹底  
各種講習会や会議等の場を通じ、猟銃等の所持者に対し、実際に発生した事故の発生原因、発生時の状況等を示した上、銃の持つ危険性を真に理解させるとともに、事故を発生させないためにはどうすべきかを自ら考えさせる指導等を行うこと。
- 2 猟銃安全指導委員による助言等の活用  
猟銃安全指導委員から猟銃等の所持者に対し、各地域の狩猟等の実態に即し

て注意すべき具体的なポイントを助言させるなど、各所持者が実際に遭遇する場面を想定したきめ細かな指導を行うこと。

### 3 被害予防のための事前広報等の推進

共猟者以外の第三者が誤射等により被害を受けることを予防するため、特に、計画的に実施される有害鳥獣駆除に関しては、実施日時や実施場所等について地方公共団体等と情報を共有するなどした上で、広報紙や防災無線等により注意喚起を行うなど一般人の被害予防のための事前広報等を推進すること。

～ 以下略

～ 別紙 1 ～ 5 略

～ 別添略